

社会医療法人愛仁会 役員報酬等支給規程

社会医療法人愛仁会の役員（理事及び監事）に対する報酬等を次により支給する。

報酬等の区分	支給基準	支給時期
役員報酬	1 月額 15,000 円支給する。	1 12月、2月、7月、9月の理事会当日 2 辞任の場合、辞任の月に支給
理事会・社員総会出席手当	1 理事・監事が理事会または社員総会に出会する場合、1回につき 3,500 円支給する。 2 理事会と社員総会が同一日に開催される場合で、理事会と社員総会とも出会する場合、理事会出席手当のみを支給する。	理事会または社員総会当日
理事会・社員総会出席旅費	1 理事会または社員総会に出会する場合、1回につき 10,000 円支給する。 2 理事会と社員総会が同一日に開催される場合で、理事会と社員総会とも出会する場合、理事会出席旅費のみを支給する。 3 理事会または社員総会が当法人の病院内で開催される場合、常勤の病院職員である役員に対しては支給しない。	理事会または社員総会当日
監査手当	1 監事が監査を行う場合、1回につき 33,500 円支給する。	監査当日
監査旅費	1 監事が監査を行う場合、1回につき 10,000 円支給する。	監査当日

附則 この規程は、鹿児島県知事の社会医療法人としての認定があった日（平成 23 年 10 月 1 日）から施行する。

附則 平成 28 年 9 月 21 日 一部改正

附則 令和 元年 9 月 17 日 一部改正 令和元年 10 月 1 日施行